

平成 29 年度九州大学法科大学院グローバル企業法務リカレント研修プログラム出願要項

九州大学法科大学院（以下「本法科大学院」という。）は、平成 28 年度から、グローバル企業社会のなかで一層複雑化する法律問題に総合的に対応できる人材養成をサポートするため、国際企業法務に関心を持つ社会人を対象に、科目等履修制度による半年間の研修プログラムを実施しています。本プログラムへの応募は、以下の要領に従って行ってください。

1. 出願資格

- (1) 学校教育法第 83 条に定める大学の卒業者及び平成 29 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者
- (2) 学校教育法第 104 条 4 項の規定により学士の学位を授与された者及び平成 29 年 3 月 31 日までに授与される見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者及び平成 29 年 3 月 31 日までに修了見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者及び平成 29 年 3 月 31 日までに修了見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別にしてするものの当該課程を修了した者及び平成 29 年 3 月 31 日までに修了見込みの者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び平成 29 年 3 月 31 日までに授与される見込みの者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る、）で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び平成 29 年 3 月 31 日までに修了見込みの者
- (8) 文部科学大臣が指定した者
- (9) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、本法科大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (10) 本法科大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの（平成 29 年 4 月 1 日現在）

2. 出願科目

本プログラムの指定履修科目は次の4科目（8単位）とする。一部の科目のみの履修は認めない。

- ・「法律実務英語Ⅰ」（英語） 2単位
- ・「法律実務英語Ⅱ」（英語） 2単位
- ・「企業法務」（日本語） 2単位
- ・「国際商事紛争管理」（英語） 2単位

これら以外の科目については、後掲の対象科目一覧（平成29年度）に記載の中から、総修得単位数20単位を超えない範囲において、履修することができる。

3. 出願書類及び検定料

- (1) 願書及び履歴書（本法科大学院の所定の様式）
- (2) 写真（最近3か月以内に撮影した写真1枚を願書の所定の欄に貼付すること）
- (3) 検定料：9,800円（振込控等の写しを提出）
- (4) 最終学校の卒業証明書又は卒業見込み証明書
- (5) 最終学校の成績証明書

振込先	三井住友銀行	九州支店	普通預金	6200133
口座名義	国立大学法人	九州大学		

振込人欄には、本人氏名と学府コード“7LS”を必ず記載すること。

4. 出願期間 平成29年2月20日～3月3日

5. 入学審査 原則として書類審査によって行い、本法科大学院教授会で決定する。

6. 入学許可及び入学手続

審査結果は文書で通知する。指定した期日までに次の料金を納入した者に対し入学を許可する。

- (1) 入学料 28,200円
- (2) 授業料 118,400円～（1単位につき14,800円）

*納付された検定料・入学料・授業料は、どのような事情があっても払戻しはしない。

また、所定の期日までに納付しない場合は、入学を許可しないことがある。検定料・入学料・授業料は規則の改正により金額が変更されることがある。

7. 修了証明書

本プログラムの修了時に指定履修科目8単位を修得し、「研修報告書」を日本語又は英語による研修報告会で報告のうえ提出した者に対し、「九州大学法科大学院グローバル企業法務リカレント研修プログラム修了証」を発行する。

8. その他

本プログラムは毎年度前期のみ開講される半年間の研修プログラムであり、在籍期間は当該学期のみである。所定の単位を修得できず、本プログラムの継続履修を希望する者は、改めて翌年度の出願期間内に再出願しなければならない。この場合、前年度に修得した単位は翌年度の履修の際に持ち越すことができる。前年度より前に修得した単位については、理由の如何を問わず、修了単位要件に算入することは認められない。

★連絡先：九州大学貝塚地区事務部教務課専門職員

〒812-8581 福岡市東区箱崎六丁目19番1号

電話／092-642-4166

メール／kakprofession@jimu.kyushu-u.ac.jp

グローバル企業法務リカレント研修プログラム対象科目一覧（平成 29年度）※1

	科目名	担当教員	時間割*	単位	備考
指定履修科目	法律実務英語 I ※2	マーク・フェニック	火 5-6 限	2	I は前期前半火曜 5-6 限、II は前期後半火曜 5-6 限で開講する。 I または II のみの履修は認めない。
	法律実務英語 II ※2	クリス・ジェイコブソン	火 5-6 限	2	
	企業法務	田中晶国, 永原豪, 吉浦初音	水 6 限	2	
	国際商事紛争管理※2	クリス・ジェイコブソン	水 5 限	2	
選択科目	企業会計論	西山芳喜	月 2 限	2	
	紛争管理と調停技法 I	入江秀晃	月 5 限	2	I または II のみの履修は認めない。
	紛争管理と調停技法 II	入江秀晃	月 6 限	2	
	知的財産と法	寺本振透	火 1 限	2	
	労働と法	山下昇	金 2 限	2	
	国際弁護士実務	松井仁	木 5 限	2	
* 1 限目：8：40-10：10 2 限目：10：30-12：00 3 限目：13：00-14：30 4 限目：14：50-16：20 5 限目：16：40-18：10 6 限目：18：30-20：00					

※1 対象科目については平成 29 年 1 月 18 日時点で決定しているもののみを掲載しています。出願時まで科目が追加された場合は一覧表を更新します。

※2 当該科目は英語により授業を行います。